第93号 発行 相模原市生活安全課 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 電話042-769-8229 FAX042-757-2941

宮ヶ瀬湖

CONTENTS

放射能から身を守るために知っておきたいこと

上田　昌文（NPO法人市民科学研究室・代表）

放射線から身を守るための基本は、環境の汚染状況と自身の被曝量をできるだけ正確に知り、その汚染と被曝によって生じるリスクを推定しつつ、リスクを低減するために早めに手を打つことです。

一番肝心なのは、原発事故直後に流れてくる高濃度の放射能雲の行方を予測し、そこから発せられる大量の放射線（主としてガンマ線という、エックス線に似た、透過力の非常に強い放射線）や降り注いでくる大量の放射性物質（今回の事故では半減期が8日間のヨウ素131、それぞれ半減期2年と30年のセシウム134とセシウム137が主で、いずれもベータ線とガンマ線を出す）を、外部被曝（身体の外から放射線を浴びること）や内部被曝（呼吸や飲食によって放射性物質を体内に取り込んでしまうこと）がないように、一時的にでも避難したり、（放射性のヨウ素131の吸収をブロックするために）安定ヨウ素剤を服用したり、といった“到達前の”対処です。

残念ながら今回の事故ではこれがうまくいかず、結果的に福島県内では、順次拡大された避難区域以外でも放射線量の高い所が多発し、数十万人の人々が平均して毎時1.0～1.5マイクロシーベルト（μSv/h）という、（原発事故以前からの）自然に生じている放射線量の20倍～30倍もの空間線量の中で生活を続けています。日本人の自然放射線による年間の被曝量は平均で1.5ミリシーベルト（mSv）ですが、福島県では事故発生から今までにすでに10mSvを超えた人が少なくとも数万にのぼると思われます。

汚染は原発周辺地域にとどまりませんでした。高濃度の放射能雲が風に乗って流れてきた際に（3月12日、15日、21日）、各地で空間線量が一時的に跳ね上がりました。その雲が通過中に降雨があった場合は、雨に降られた場所でホットスポットが形成されました。放射性セシウムを主にした土壌汚染が一挙に広がったのです。

原発事故前に日本が採用していた防護基準（被曝制限値）は「（自然放射線による被曝を除いて、外部被曝と内部被曝を合わせて）年間1mSvまでなら許容する」というものでしたが、事故以来これが20mSvに引き上げられ、これを超えそうな地域は避難の対象となっているわけです。ただ、地域市町村の協力を得ながら追加的な線量（これから受ける線量）を年間1mSv以下に抑えるとの政府の方針が8月末に掲げられましたから、私たちはそれを目安にして、自分の住む地域でよりきめ細かい計測を行い、学校や通学路や子どもの遊び場などを優先しての、適切な除染作業を行っていく必要があります。すでに除染計画を公表し、作業に着手している自治体もいくつも出てきています。

外部被曝からみて見逃せないのは、現在形成され

つつある局所的な“ミニホットスポット”の存在です。風や雨によって吹き流され、洗い流されたセシウムが、吹き溜まりや水溜りに徐々に集積してきています。泥が溜まったままの側溝、植栽が生い茂り落葉が降り積もる場所など、改めて計測してみると驚くほど高い値を示すことがあり、今後も高くなる恐れがあるのです。空間線量計を手にしている市民は、こうしたスポットを早く発見し、地域住民に清掃や除去を呼びかけていくとよいでしょう。汚染度の高めの地域では激しく土埃を吸う運動などは控えめにした方がよいかもしれません。

外部被曝に比べて内部被曝の経路はとても複雑ですが、環境中の放射線物質を体内に入るまでの経路のどこかで、捕捉し、計量し、除去することが基本になります。逆に言うと、原発からの高濃度汚染水の放出や漏出が完全に停止し、土壌の除染が速やかに行われない限り、長期にわたって、食物・飲料をとおして内部被曝が引き続くことになります。生物は、放射性のヨウ素、セシウム、ストロンチウムを、それらが生息環境中にある限り、いずれもヒトにとっての必須元素である非放射性のヨウ素、カリウム、カルシウムと区別することなく取り込みます。

政府の対策は農産物・水産物などの食物や水に対する規制値（「暫定基準値」）と検査体制網です。暫定基準値は、それ以下だから“安全”と言えるものではなく、いわば原発事故という特別な状況下でどこまでなら“がまん”してよいか、という意味合いを持っている点をまず理解しておきましょう。

チェルノブイリ原発事故による健康影響はまだまだ未解明の部分が大きいものの、全体的な傾向として次第に浮かびあがってきたのは、「たとえそれほど大きな線量を浴びる環境でなくても、主として水や食物による内部被曝が何年も続くような場合には、なんらかの病気をかかえる人の割合が徐々に大きくなってくる」ことのようだ、と私は感じています。ヨウ素131を大量に内部被曝することからくる小児甲状腺がんを典型として、子どもたちにその傾向が強く出るらしいことが大変気がかりです。

その意味では、現在の「暫定基準値」（セシウムによる内部被曝を年間5mSvまで許容しています）を子どもにもそのままあてはめているのは、適切ではありません（厚生労働省は近々、基準値を1mSvに引き下げ、来年の4月からは子ども向け措置も盛り込むとしています）。

政府対策のもう一つの要である検査体制も、配備された検査機器と割り当てられる人員の限界もあって、必ずしも安心を確保するものとはなっていません。生産地からのサンプリングの地区割り当て、サンプル数、測定頻度、検出限界値の設定など、いずれも現在の制約の中であっても改善の余地はあると思われます。計測値の公開にあたっても、「暫定基準値以下」の場合であっても、計測したベクレル値をすべて公開することを原則とすべきでしょう。

消費者にも、食材の汚染度を自身で把握して被曝をうまく低減していくことが求められます。「ゼロベクレルでないと絶対ダメ」という極端な安全志向は、結果的に自身も、そして生産者も追い詰めることになると思われます。幸いなことに、「出荷制限」がかかったのは、キノコやお茶、一部の貝類や魚などいくつかの品目に限定され、大半の地域の大半の品目は「検出限界以下」です。おそらく十分な防護ラインとなり得ると私が考えているのは「セシウムで言うと、妊婦さんと乳幼児は1日平均2～3ベクレル以下、その他の人は10ベクレル以下くらいの摂取にとどめる」というものですが、食材をうまく選択しさえすれば現状で実現可能だと考えています（そのためには例えば、ともに厚労省報道発表資料を整理した、ある個人が提供する「全国の食品の放射能調査データ」と(財)食品流通構造改善促進機構が提供する「食品の放射能検査データ」というインターネットのサイトが役立つでしょう）。

小中学校では給食にどの程度の汚染食材が使われることになるかが、父母の大きな関心を呼んでいます。計測の体制を含めて、食材の品目や産地をどうしていくかなど、学校側と保護者側が協力して低減策を打ち立てていくべきでしょう。

ケミカルクラックの恐怖…
洗面化粧台が溶ける?!

「設置してから１年もたたない洗面化粧台からトレイが脱落した。トレイを差し込む化粧台の壁面の一部が溶けて穴があいていた為だった。壁面の他の部分にも何カ所か亀裂が入っている」……という相談が寄せられました。

浴室・トイレ・台所などの住宅設備機器に使われる樹脂は、一部の薬品や油性成分が付着すると割れたり溶けたりすることがあります。これは「**ケミカルクラック**」と呼ばれる現象です。一度発生すると修理は不可能で、さらに破壊が進むおそれがあるので製品そのものや部品の交換が必要となります。

ねじで締めつけたり鏡面を支えるなどの荷重がかかる場所や、折り曲げ部分のように樹脂の成型上ゆがみが生じる場所に付着した薬品・洗剤・油が内部に浸透し、光・熱・吸湿などその他の要因も複合して起こるとされますが、発生のメカニズムは十分解明されていません。設置後１～２年と比較的早期に発生することが多いようです。

ケミカルクラックを起こさないためには、洗剤の用途や使い方など使用条件を守って使い、化粧品などが付着した場合はすぐにふき取り、成分が残らないようさらに水ぶきをしておくと良いでしょう。

製品事故 ～身の回りの危険に注意！～

私たちはたくさんの製品を利用し、便利に暮らしています。しかし製品が壊れたら、思わぬ事故が発生し、けがをしたり、危険な状況になったりします。

製品に起因する事故は、製品自体に原因がある場合と、使い方を誤ったり、取扱説明書を確認しないで使用して発生する場合とがあります。

こんな相談がありました

・通販で購入した回転式ハンガーが倒れ、体にあたってけがをした。
・冷蔵庫に入れていたラムネのビンが庫内で破裂し、ガラスの破片を片づけようとして指を切った。
・自転車走行中、スポークが曲がって車輪にからまり、転倒して足にけがをした。
・10年以上使用している電気カーペットのコントローラー部分から火花が出た。
・台所に保管していたエアゾール式消火器が破裂した。
・電気ドライヤーの使用中に火が出た。
・電気オーブンの使用中に上部から火が出た。よく見るとオーブンの上に置いたライターからの出火だった。

・やかんを持ち上げた拍子に、取っ手が取れて熱湯が足にかかり、火傷した。
・使い捨てソフトコンタクトレンズを取り外そうとしたら破片が残ってしまい眼科で取ってもらった。
・石油ファンヒーターの灯油が少なくなると温風の吹出し口から瞬間的に炎が出るので不安だ。
・購入4年半のテレビからボーンという音がして煙が出た。

注意点

・使用前に取扱説明書を読んで、正しく使いましょう。
・製品を選ぶときは、デザインや外観だけでなく、安全性に配慮した製品を選びましょう。
・製品の安全マークを確認しましょう。
・使用中に、少しでもおかしいと感じたら、使用を中止しメーカー等に相談しましょう。
・リコール広告に注意し、自宅の製品が該当品かを確認しましょう。
・製品を長期に使用する場合には定期的に点検をしましょう。

ついていますか？安全マーク

■PSCマーク

消費生活用製品安全法に基づいた安全基準に適合したことを示すマークです。消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼす恐れが多い製品（乳幼児用ベッド、家庭用圧力なべなど）が対象となります。

■PSEマーク

電気用品安全法により、漏電などの検査で安全性 が確認された電気製品（電気マッサージ 機、電気カーペットなど）に表示されます。

■SGマーク

経済産業省所管の財団法人・製品安全協会が手がける任意のマークです。対象製品ごとに定められた安全性、品質に関する認定基準に適合した製品にのみ表示され、乳幼児用製品や福祉用具製品、家具・家庭用品などが対象となっています。

消費者行政情報

悪質な投資勧誘にご注意ください!

相談事例

ある日突然、Ａ社の社員から「当社は近々上場予定。上場すれば確実に値上がりするので今のうちに株を買えば、確実に儲かります！パンフレットを送るので、ぜひご検討ください」と電話があった。数日後、今度はＢ社から「Ａ社の株を探しています。お持ちであれば購入価格の３倍の額で買い取ります」と連絡があった。Ｂ社が買い取ってくれるなら損もないし良い話だと思い、Ａ社から50株を購入した。後日Ｂ社に連絡をしたが、「状況が変わり、買取りはできない」と断られ、Ｂ社ともＡ社とも連絡が取れなくなってしまった。

近年、未公開株や社債の取引など、投資関連のトラブルが高齢者を中心に多発しています。

各相談窓口に寄せられた「未公開株」の相談件数

	相模原市	神奈川県内	金融庁
平成21年度	29件	563件	2,460件
平成22年度	43件	731件	2,965件

平成21年度と22年度を比較すると、いずれの相談窓口でも相談件数が増加していることが分かります。

また、相模原市の未公開株に関する相談について、最新の相談状況を確認すると、12月上旬までで37件となっており、今年度も増加傾向にあるようです。さらに投資に関連した相談では、平成22年度に42件、平成23年度は12月上旬までで既に45件の相談がありました。

投資に関する相談事例を見てみると、上記のケースのように複数の業者に見せかけて、同一の業者が株の購入を促す「劇場型」、被害回復を装って更にお金を請求する「被害回復型」、公共機関の職員を装って連絡をとる「公的機関装い型」など様々な詐欺的事例が見られます。

「必ず儲かります」「株を買い取ります」「被害を回復してあげます」
「金融庁（証券取引等監視委員会、関東財務局）の者ですが……」

というような勧誘を受けたら、すぐに信用せず、下記の相談窓口へご相談ください。

■関東財務局証券監督第１課（無登録業者担当）
TEL：048-613-3952
相談日時：平日　午前９時～午後５時

■金融庁　金融サービス利用者相談室
TEL：0570-016811（または03-5251-6811）
相談日時：平日　午前10時～午後５時

■相模原市内消費生活センター
北消費生活センター　TEL：042-775-1770
相模原消費生活センター　TEL：042-776-2511
南消費生活センター　TEL：042-749-2175
相談日時：月～金　午前９時～正午、午後１時～４時
（北消費生活センターは土・日・祝日も開設）

相模原市消費者団体連絡会

食中毒の原因は「細菌」「ウィルス」「自然毒」「有害化学物質」などがあります。

飲食店や居酒屋、仕出し弁当などの集団食中毒はニュースで取り上げられますが、年間を通して家庭でも食中毒は発生しています。相消連では、学習会を開催し、安全で楽しくおいしい食卓のために、10月に開催された「みんなの消費生活展」（橋本ミウィ 5F）と「食育フェア」（イオン相模原店）に、「家庭での食中毒予防」についてパネルを展示し、注意喚起を行いました。

新鮮でも、生で食べるものには十分注意しましょう

食中毒を起こしやすい食品は、肉類や魚介類、卵などの生鮮食品、それらを使った加工品です。

焼き肉店での牛刺しやユッケなどの生肉が原因で「腸管出血性大腸菌O111」食中毒事件は記憶に新しく、「生食用の肉は流通していない」ということを、ほとんどの消費者が知らずにおいしいと食べていたことが分かりました。その後、厚労省は、生肉の取り扱い規制を厳しく決定し、さらに生レバーの禁止を進めています。新鮮でも、細菌、ウィルスは付いています。臭いや色では見分けがつきません。新鮮だからと食肉やレバーを生や加熱不足で食べることはとても危険なことです。

手やまな板、菜箸等を介しても細菌・ウィルスの付着は起こります。食中毒の症状が出ない人や軽く済んでしまう人もいますが、抵抗力の無い子どもや高齢者は、重症化し、死亡する場合があります。十分に気を付けましょう。

これからの寒い季節は、特に二枚貝類に多い「ノロウィルス」による食中毒が発生し、わずかな量でも集団感染することがあります。また潜伏期間が長いため、２次感染にも注意が必要です。

食中毒予防の３原則は、菌・ウィルスを「つけない」「増やさない」「殺菌する」

つけない……（洗　う）手、食品、調理器具はしっかり洗いましょう。
（覆　う）保存する時は、菌がつかないようにフタやラップフィルムで覆いましょう。

増やさない…（温度管理）常温に放置しないで、冷蔵庫で保管。熱いものは冷まして入れましょう。
冷蔵庫10℃以下、冷凍庫－15度以下、チルド室０℃、パーシャル室－３度以下。
細菌は、10℃以下で増殖が遅くなり、－15度で増殖しなくなりますが死滅はしません。

殺菌する……（加　熱）食品内部まで十分火を通しましょう。中心部が75℃以上、１分以上が目安です。
（消　毒）調理器具や布きんは、こまめにしっかり洗い、定期的に消毒しましょう。

主な食中毒菌の特徴

菌・ウィルス名	主な感染源	特　徴	潜伏期間
カンピロバクター	食肉（特に鶏肉） 手や調理器具を介して	鶏、豚、牛の腸内にいる菌で、解体時に付着し加熱不十分の時に体内に入り、起こる。犬、猫、小鳥の腸内にもあり、ペットから感染することもある。	平均2～3日
ノロウィルス	カキなどの二枚貝 手や調理器具を介して	カキなどの二枚貝に蓄積されたウィルスが、生食や人の手を介して入り、腸内で増殖して起きる。感染者の便や吐物などからの二次感染にも注意。	1～2日
サルモネラ菌	鶏卵・鶏肉	ほとんどの動物が保有している菌。卵の殻に付着していることも多いため、注意が必要。	8～72時間
腸管出血性 大腸菌O157	牛肉・水・食品 手を介して	病原性大腸菌の一種。強い感染力と毒性があり、少量の菌でも発症。潜伏期が長いため、原因特定が難しい。牛肉、ハンバーガー、ローストビーフ、生乳、サンドイッチ、サラダ、飲料水。	12時間～14日
腸炎ビブリオ	海産魚介類	海水に住む菌で魚介類を汚染する。水温が上がる夏場に増殖。生で食べる刺身やすしなどに多い。	平均12時間
黄色ブドウ球菌	調理者の手	人の鼻、のど、皮膚にいる菌で、特に傷やおでき、ニキビなど化膿した部分に多い。おにぎり、すし、サンドイッチ、和菓子などに多い。	30分～6時間

2月の 消費生活講座のお知らせ

くらしの講座

子育て中のお母さんを対象に、日々のくらしにかかわる「食」と「お金」について学ぶ講座を開催します。

◆日程/講座内容/講師◆

■第1回■	2月14日（火）午前10時～正午 **聞いてなるほど！マヨネーズのお話**	キユーピー株式会社研究所 研究員
■第2回■	2月21日（火）午前10時～正午 **どうする？我が家のマネープラン**	一般社団法人かながわFP生活相談センター
■第3回■	2月25日（土）午前10時～正午 **楽しく学ぼう！親子おこづかい教室**	神奈川県金融広報委員会 金融アドバイザー

◆会　場◆　相模台公民館 コミュニティ室（南区相模台1-13-5）
◆定　員◆　小学校就学前～小学生のお母さん（全3回とも参加できる方）20名（申込順）
　　　　　※第3回は親子での受講となります。
◆申　込◆　1月16日（月）から電話で生活安全課（TEL：042-769-8229）へ
◆主　催◆　生活安全課・相模台公民館

第14回 くらしを考えるつどい相模原
放射能と食品の安全性 ～放射能汚染から子どもを守るために～

低線量の被曝で何が起きるのか、汚染された食品を食べても大丈夫なのかなど、放射能と食品に関する素朴な疑問について講演します。

◆日　時◆　平成24年 2月18日（土）　午後1時30分～3時30分（開場1時）
◆講　師◆　上田　昌文さん（NPO法人 市民科学研究室代表）
◆会　場◆　大野北公民館大会議室（相模原市中央区鹿沼台1-10-20）
◆定　員◆　100名（申込順）
◆申　込◆　2月1日（水）から電話で生活安全課（TEL：042-769-8229）へ
◆主　催◆　生活安全課、大野北公民館、くらしを考えるつどい相模原実行委員会

※両講座とも保育希望の方は、申込時にご相談ください。

『すぱいす』をご自宅へお届けします！

消費生活情報紙『すぱいす』を発行月にご自宅へ直接お届けすることができます。
郵送をご希望の方は相模原市生活安全課に、『すぱいす』郵送希望の旨をご連絡ください。

消費生活情報紙『すぱいす』郵送申込先
相模原市生活安全課　☎042-769-8229